

人事コンサルティングに関する契約書

_____(以下「甲」という)と、株式会社 I N E X T
(以下「乙」という)とは、甲の人材採用に関わる人材紹介業務の委嘱に関し、次の通りに締結する。

第1条 (委嘱事項)

甲は乙に対し、甲が必要とする人材の探索・紹介・選考および人材確保に関するコンサルティング業務(以下本業務という)を委嘱し、乙はこれを受託する。

第2条 (報酬)

本契約に基づき、乙が甲に紹介した人材を甲が採用する事を決定し、当該人材が甲に入社した場合、甲は乙に成功報酬として次の通り支払うものとする。

1. 採用決定による成功報酬は、○か月分の月額固定給相当額及び消費税。
2. 前項の定めに関わらず、甲乙協議の上別途報酬の定めをする場合には、両者書面により同意するものとする。
3. 採用決定者が入社した後、下記の期間内に自己都合及び採用決定者の責めによる解雇により退社した場合(3か月以内の退職)、乙はその期間に応じ次の割合により、第1項により支払われた報酬を人材の退職日より起算して1か月以内に甲に返還するものとする。

ただし、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

入社1か月未満に退社した場合、報酬の80%を返還

入社2か月未満に退社した場合、報酬の50%を返還

入社3か月未満に退社した場合、報酬の20%を返還

4. 甲は、乙から紹介を受けた人材を乙から紹介された日から1年以内に採用した場合、甲は全各項に基づく報酬を乙に支払わなければならない。但し、乙からの情報によらず、甲が別途、他の人材紹介会社から人材の紹介を受け、甲が採用を決定した場合は、この限りではない。
5. 乙は、第1項及び第2項に基づく成功報酬を甲に請求し、甲は採用決定者が入社した月の翌月末日までに乙の指定する金融機関口座に振込ものとする。

第3条 (秘密の保持)

甲・乙、双方はこの契約に関して相手方から得た情報などを本契約の履行のため以外に使用してはならない。また許可なく一切を外部に漏らしてはならない。これは本契約が終了した後も同様である。ただし、すでに公知であるもの、受取側において既に知っていたもの

のまたは情報を受領した者の責任によらず公知になったものについてはこの限りではない。なお、乙は本契約の受託事項および甲との間に本契約を締結した事についても一切外部に漏らしてはならない。

第4条（契約違反）

甲および乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは直接かつ現実の損害に限り、相手方に対してその損害の賠償をする責を負うものとする。

第5条（契約期間）

本契約の契約期間は契約締結日より1年間とする。但し、契約満了の1か月間までに甲・乙いずれかの一方による契約終了の申し出がない場合にはさらに1年契約期間を更新するものとし、以降もまた同様とする。

第6条（本契約の解除）

甲又は乙に次の各号の一つに該当する事項が生じたときは相手方は何等の催告その他の手続きを要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる

- 1）本契約に違反し、相手方が相当期間を定めて催促するも当該催促期間中に違反を是正しないとき
- 2）正当な理由なく期間内に本契約を履行する見込みがないと相手方が認めたとき
- 3）相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
- 4）災害その他止むを得ぬ事由により本契約の履行が困難であると相手方が認めたとき。
- 5）財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- 6）営業の停止または営業許可の取消等の処分を受けたとき。
- 7）解散決議を議決したとき。
- 8）第三者により仮差押え、仮処分、強制執行等を受けたとき。
- 9）破産、民事再生、会社更生の申し立ての事実が生じたとき。
- 10） 手形交換所の不渡処分を受けたとき、または支払停止状態に至ったとき。
- 11） 本契約第8条に該当したとき。

第7条（合意管轄）

本契約、覚書に関連して生ずる権利義務に関する訴訟については名古屋市地方裁判所または名古屋市簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号に該当する場合には相手方に対して何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。

- 1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第一項第2号に定める「暴力団」、同第6項に定める「暴力団員」、その他「暴力団」または「暴力団員」に準する反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）または人物と一切関係があった場合
 - 2) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - 3) ことさらに自身が反社会勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
 - 4) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
 - 5) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をした場合
2. 甲および乙は、前項により本契約を解除した場合には相手方に損害を生じたとしても、これを賠償する責任は一切ないことを確認する。

第10条（協議）

本契約に記載無き事項については信義誠実の原則に従い、その都度、甲・乙、双方の協議の決定する。

第11条（唯一契約）

本契約締結以前に甲乙間で締結された人事コンサルティングに関する契約書が存在する場合には前契約は本契約の締結をもって失効する。

年 月 日

甲

乙 〒461-0003

名古屋市東区筒井3-34-15 平岡ビル1階

株式会社 I N E X T

代表取締役 泉 幸治